

一日平均取扱処方箋数、販売又は授与する医薬品の区分

一日平均取扱処方箋数	枚
販売又は授与する医薬品の区分	☐ 薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く） ☐ 薬局製造販売医薬品 ☐ 要指導医薬品 ☐ 第一類医薬品 ☐ 指定第二類医薬品 ☐ 第二類医薬品 ☐ 第三類医薬品

調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要

1 週間当たりの開店時間（特定販売のみを行う営業時間を除く）	時間
調剤に従事する薬剤師の勤務時間の合計	時間／週
薬局で定める通常の勤務時間数（32 時間以下の場合は 32 時間）	時間／週
勤務薬剤師数（常勤換算）	人
要指導医薬品、一般用医薬品の情報提供を行う場所の数	箇所
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売時間 ※ 1	時間／週
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の勤務時間の合計 ※ 2	時間／週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売時間 ※ 1	時間／週
要指導医薬品又は第一類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間の合計 ※ 2	時間／週
相談を受ける時間内の情報提供及び指導の体制	有 ・ 無
調剤の業務に係る医療の安全等を確保するための指針	有 ・ 無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務等に関する手順書	有 ・ 無
医薬品の安全使用のための責任者の設置	有 ・ 無
従事者から開設者への事故報告の体制	有 ・ 無
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定	有 ・ 無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施	有 ・ 無

※ 1 開店時間中の販売時間（特定販売のみを行う時間を除く）

※ 2 特定販売のみに従事する勤務時間を除く